

市議会議員選挙及び市長選挙に係る公職の候補者等
相模原市内に所在する後援団体の代表者 } 殿

相模原市選挙管理委員会委員長
(公 印 省 略)

政治活動用ポスターの掲示の禁止について（お知らせ）

平素から選挙事務に対して御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、候補者又は立候補予定者（公職にある者を含む。）の政治活動のために使用されるポスター（氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するもの）及び後援団体の政治活動のために使用されるポスター（後援団体の名称を表示するもの）については、公職選挙法第 1 4 3 条第 1 6 項及び第 1 9 項の規定により、選挙ごとにその選挙前の一定期間、当該選挙区内に掲示することが禁止されています。

つきましては、当該期間前に上記のポスターを掲示している場合は、当該期間の初日の前日までに撤去されるようお願いいたします。

なお、違反するポスターについて選挙管理委員会の撤去命令に従わなかった者は、公職選挙法第 2 4 3 条により処罰されることとなり、同条により罰金以上の刑に処せられた者は、同法第 2 5 2 条により実刑期間とその後の 5 年間（刑の執行猶予の言渡しを受けた者については、その裁判が確定した日から刑の執行を受けなくなるまでの間）、選挙権及び被選挙権を有しないこととなることを申し添えます。

（禁止される期間）

■相模原市長選挙（任期満了日：令和 9 年 4 月 2 1 日）

令和 8 年 1 0 月 2 1 日から当該選挙の期日まで

■相模原市議会議員選挙（任期満了日：令和 9 年 4 月 2 9 日）

令和 8 年 1 0 月 2 9 日から当該選挙の期日まで

※このお知らせは、市ホームページにも掲載いたします。

以 上

(文書図画の掲示)

第143条

1～15 (省略)

16 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。以下この項において「公職の候補者等」という。）の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は当該公職の候補者等の氏名が類推されるような事項を表示する文書図画及び第199条の5第1項に規定する後援団体（以下この項において「後援団体」という。）の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示する文書図画で、次に掲げるもの以外のものを掲示する行為は、第1項の禁止行為に該当するものとみなす。

① (省略)

② ポスターで、当該ポスターを掲示するためのベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いて掲示されるもの以外のもの（公職の候補者等若しくは後援団体の政治活動のために使用する事務所若しくは連絡所を表示し、又は後援団体の構成員であることを表示するために掲示されるもの及び第19項各号の区分による当該選挙ごとの一定期間内に当該選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）内に掲示されるものを除く。）

③～④ (省略)

17～18 (省略)

19 第16項において「一定期間」とは、次の各号に定める期間とする。

①～② (省略)

③ 地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙にあつては、その任期満了の日の6月前の日から当該選挙の期日までの間

④～⑥ (省略)